

大村市立旭が丘小学校いじめ防止基本方針

自ら正しく行う子の育成～より善く生きる基礎を作る（正しく）生きる力～
【重点努力目標】

やさしさの上に咲く「旭の宝」

(1) 皆にやさしさを発揮する子

「ありがとう」が口癖の子。自分よりみんなを優先する子。礼儀を身につけている子。呼び捨てにしない子

(2) 自分のやさしさを知る子

本を読み、考えを深める子。ルール、習慣、方法を身につけている子。

「言葉」の力を伸ばす子。

(3) 他のやさしさを感じる子

掃除に心を込める子。欠席しない健康を保つ子。

しなければならぬことを当たり前にする子。

【PTA連携】

- PTA会長・役員との共通理解
- 解決に向けた相談・支援

【いじめ対策委員会】

- 構成：校長、教頭、教務、生活指導主任、学年主任、特支CO、その他関係職員
- 定例会（年度当初に取組・対応を確認）
- 臨時会（深刻な事態発生の場合に開催）

【関連機関】

- 学校支援会議
- 大村市教育委員会
- 旭が丘小学校区青少年健全育成協議会

【いじめの防止】

- 「道徳教育の充実」道徳の時間を中心とした、人権意識と生命尊重の心の育成
- 「学級経営の充実」児童の実態を十分考慮して自尊感情を高め、信頼関係を深める学級経営の推進。
- 「授業改善の工夫」分かる・できる授業実践 充実感や成就感
- 「叱る」「愉す」「励ます」「褒める」言葉による指導力の向上
- 健全協や民生委員等、地区の有識者との積極的な情報交換
- 学校だより等による家庭・地域へのいじめ予防・防止の呼びかけ

【早期発見】

- アンケート、児童面談実施による状況把握と早期対応
- 校内美化、言葉づかいの指導の徹底による問題事例の早期発見
- 養護教諭、心の相談員、SC、補助員との連携による気づきにくい部分への状況把握
- 「児童理解の会」におけるいじめを視点とした協議の実施、情報共有

【いじめに対する措置・対応】

(1) いじめに対する学校の指導方針の徹底

(2) いじめの疑いがある場合

- 確実な事実確認を行い、職員全体で状況について共有すること。
- 必要に応じ保護者を含めて必要な指導・状況提供を行うこと。

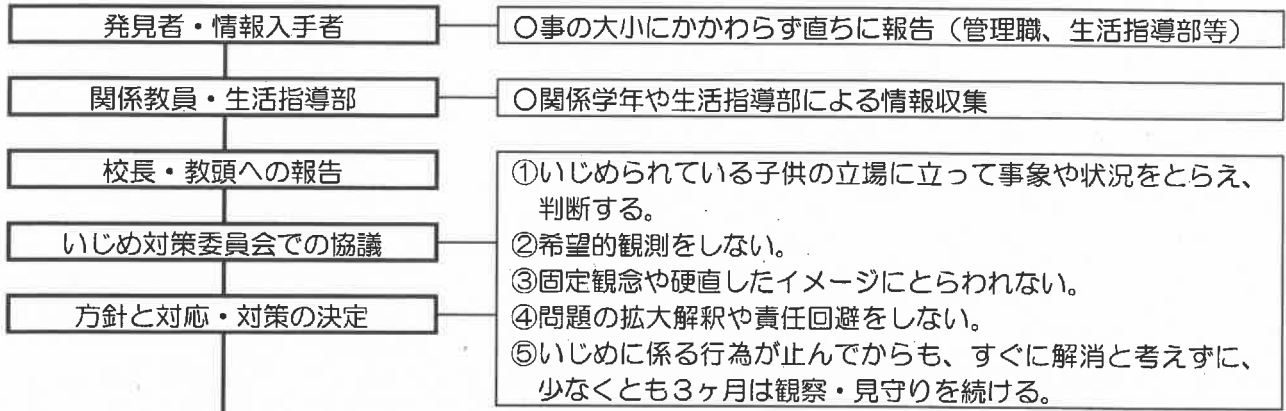
(3) いじめと判断される状況が明らかな場合

- いじめられた子の学校における教育環境の復帰を擁護する。また、いじめた子に対しては絶対に許されないこととして確固たる指導を行うこと。
- 双方の保護者へ対しいじめの事実を確実に伝え、再発防止のための対策として指導を共有すること。状況によっては関連機関へ協力を依頼し、連携を図ること。
- 事後の観察等を重視し、再発の兆候等がないか継続的な配慮を欠かさないこと。

(4) いじめにより深刻な事態が発生した場合

- 教育委員会他関連機関との連携を図り、調査や指導について指導を仰ぎながら適切に対応すること。
- 加害・被害者双方の状況を十分理解し、関係者を含めて十分な配慮をすること。外部への窓口を明確にし、一貫した対応をすること。
- PTA会長等学校の有識者への協力を依頼し、事後の教育活動へ全面的な協力を仰ぎ、適切に対応すること。

《 いじめが発生した（いじめではないかと感じた）場合の対応 》



いじめられている子供への指導

(1)指導上の留意点

- ①いじめの事実を把握する。
- ②不安を除去し、安全を確保する。
- ③訴えること、相談することの重要性を伝える。
- ④苦しみを受容する。
- ⑤活動の機会をつくり、自信回復への積極的支援を行う。
- ⑥対人関係の回復を支援する。
- ⑦自己主張への積極的支援を図る。

(2)いじめられている子供に寄り添う指導

- ①いじめられている子供に責任を求めるのは、いじめ行為を認めることと同じである。
- ②いじめ行為を止めさせることが先決である。

<保護者への対応と連携>

【保護者から学校へ通報・訴えがあった場合】

- ①通報・訴えをする保護者の気持ちを理解する。
- ②誠実に対応する。

【学校から第一報を伝える場合】

- ①誠意が伝わる連絡をする。
- ②緊急の対応策について説明し、意見を聞く。

【その後の対応】

- ①約束事を守る。
- ②面談や家庭訪問を継続する。
- ③学校と家庭が情報交換を密にする。

いじめている子供への指導

(1)指導上の留意点

- ①いじめの事実を把握する。
- ②カウンセリング・マインド
- ③いじめは絶対に許さない厳しい姿勢
- ④いじめ行為の悪をわからせる。
- ⑤人権と生命の尊さをわからせる。
- ⑥健全な人間関係を育成できるよう支援する。
- ⑦教師との信頼関係をつくりあげる。
- ⑧指導を継続し、徹底させる。

(2)いじめられている子供の気持ちをわからせる指導

- ①ロールプレイング（役割演技）の活用
- ②ロールレタリング（役割交換書簡法）の活用

<保護者への対応と連携>

【いじめの事実を保護者に連絡する場合】

- ①家庭訪問して事実関係を確認する。
- ②いじめられている子供の状況を知らせる。
- ③必要以上に原因を追及しない。
- ④子供とのかかわり方について助言する。
- ⑤今後の学校の指導方針や対応について理解してもらおう。

【対応するときの留意点】

- ①保護者の気持ちを理解する。
- ②誠意ある態度で臨む。

観衆（心理的同調者）の子供への指導

- ①いじめへの同調はいじめ行為であることをわからせる。
- ②いじめを受けている子供の気持ちを理解させる。
- ③ストレスの除去に努める。

傍観者（無関心者）の子供への指導

- ①いじめは自分にとって無関係ではないことをわからせる。
- ②いじめを止めさせることはできなくても、せめて知らせる勇気を持たせる。
- ③傍観は加担と同じであることに気づかせる。

学級全体への指導

- ①話し合いなどを通じていじめを考える。
- ②心の教育の充実を図る。
- ③見て見ぬふりをしない。
- ④自らの意志による行動をとれるようにする。
- ⑤好ましい人間関係をつくる。
- ⑥教師の姿勢を示す。
- ⑦学級の連帯感を育てる。
- ⑧正義を行き渡らせる風土を培う。